

平成 29 年度第 4 回対策本部会議提案 審議・報告・その他

提出日：平成 30 年 2 月 5 日

担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線 3952〕

<b>① 件 名</b>	津波浸水区域被災住宅小規模補修費補助金交付事業について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b> 被災者生活再建支援制度の加算（補修）支援金受給者約 11,000 世帯のうち、被災者住宅再建事業補助金（以下「独自補助金」という。）の持家の未利用者が約 4,700 世帯存在し、また、仙台弁護士会による在宅被災者等支援業務において、調査済世帯の約 4 割が独自補助金の未利用世帯である現状にあることから、独自補助金が利用できない世帯に対する住宅再建支援が課題となっている。</p> <p><b>【目的】</b> 独自補助金の未利用世帯等の未だ補修が完了していない世帯のうち、小規模な補修が必要な世帯等に対し、応急修理制度と同額程度の補修費を補助することにより、在宅被災者等の主に低所得者層の住宅再建に寄与することを目的とする。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令等】</b> 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>(1) 平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日 在宅被災者等支援事業 (2) 平成 30 年 1 月 石巻地元工務店組合との委任払い等に関する打ち合わせ</p>
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>○津波浸水区域被災住宅小規模補修費補助金交付事業</p> <p><b>【事業概要】</b> 申請時点において独自補助金の未利用者で補修未完了の世帯が新規に補修した場合で、一定額内の補修を行った世帯を対象として補助金を交付するもの。</p> <p><b>【交付対象】</b> (1) 対象者が居住する被災住宅の 100 万円以内の小規模補修であること。 (2) り災等要件（以下の全てに該当する世帯） ①津波浸水区域内の被災住宅 ②全壊又は大規模半壊の世帯 ③独自補助金未利用世帯 ④加算支援金受給済世帯</p> <p><b>【交付内容】</b> 補助上限額（上限額までは自己負担なしで補修が可能） 50 万円 ※ただし、応急修理制度未利用世帯は 76 万円を上限とする。</p> <p><b>【他の要件】</b> ①業者への委任払い（受領委任契約による）を原則とする。 ②市内の業者による補修を対象とする。 ③本補助金は独自補助金の内払いとする。</p> <p><b>【事業期間】</b> 平成 30 年度の 1 年限りとする。</p>

**【周知方法】**

- (1) 市報、ホームページ等への掲載
- (2) 登録業者等への制度周知
- (3) 対象世帯への個別通知
- (4) 支援員による周知

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**

概算予算：1,478,000千円  
交付概算件数2,800件（50万円＝2,500件、76万円＝300件）  
財源：東日本大震災復興基金交付金

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

仙台市 仙台市津波被災者再建支援金制度（平成28年6月1日）  
津波被災世帯が住宅再建を完了した場合に一律20万円を支給

**⑧ 今後の予定及び施行予定年月日**

要綱制定：平成30年3月末日予定（平成30年4月1日施行）

**⑨ その他**